

# 被災住宅支援制度の受付は 12月28日<sup>㊤</sup>で終了します

市では、令和元年台風15号、台風19号および10月25日の豪雨によって被災された方の住まいに関する支援を行っています。令和2年4月1日以降、受付期間を延長していましたが12月28日<sup>㊤</sup>をもって受付を終了します。なお、申請時の書類に市民税課が発行する罹災証明書が必要となりますので、あらかじめ余裕をもって準備するようお願いいたします。

制度名称	制度概要	罹災証明書に記載されている罹災程度			
		大規模 半壊	半壊	一部損壊 (準半壊)	一部損壊 (10%未満)
住宅の 応急修理	日常生活に欠くことができない部分の修理を行う方に限度額の範囲内で支援する制度です。なお、被災住宅修繕補助金とは併用できません。	○ (限度額 59.5万円)	○ (限度額 59.5万円)	○ (限度額 30万円)	—
被災住宅 修繕 補助金	被災した住宅の修繕工事を行った方に対象工事額の20%を補助する制度です。なお、応急修理制度とは併用できません。 (補助限度額：50万円)	○	○	○	○
生活再建 借上住宅	住宅に甚大な被害を受けた方に対し、住宅の修繕等を行う間、一時的に居住する民間賃貸住宅を借り上げて提供する制度です。 (令和3年3月31日まで入居可能)	○	○	—	—
賃貸生活 補助金	被災したことによって民間賃貸住宅へ転居した方へ家賃の1カ月分を補助する制度です。 (補助限度額：5万円)	○	○	—	—
災害復興 住宅 利子補給	住宅復興を目的とした資金を借り入れた方に対し、利子の一部を補助する制度です。	○	○	○	○

※受付済み住宅の修理完了の報告は令和3年2月26日まで受け付けます。

問合せ 建築課 (8階) ☎(20)1588、FAX(20)1606

.....  
善意をありがとうございます  
.....  
(敬称略)

## ▼市へ

土田 泰彦 (金3万円)

山本 力弥 (金2万円)

島津 郁子 (金1万円)

長井 研一郎 (金1万円)

吉村 俊哉 (金1万円)

## ▼市内小学校へ

株式会社小沢工務店

代表取締役 小沢 恒夫

(東郷小学校⇨パークッション  
(クラブカホン)、鶴枝小学校⇨

一輪車4台)

## ▼市内保育所へ

株式会社小沢工務店

代表取締役 小沢 恒夫

(鶴枝保育所⇨輪投げセット1

セット、五郷保育所⇨知育玩

具3台、中の島保育所⇨大型

紙芝居1組、大型絵本2冊、

朝日の森保育所⇨乗用玩具4

台)

## ▼茂原市社会福祉協議会へ

金坂医院 (金15万円)

月曜会 (金2万4千4百1円)

おざわまつり実行委員会

(金2万円)

なでしこグループ

(金3300円)